

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年 6月 27日

群馬県知事 あて



提出者 〒370-0303

住所 群馬県太田市新田小金井町320-12

氏名 株式会社テクノ・エスアイ
代表取締役 穂川 茂

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0276-40-9211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき 令和 5 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 テクノエスアイ
事業場の所在地	群馬県太田市新田小金井町320-12
事業の種類	製造業 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	110t	全処理委託量	110t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	0t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	0t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)前々年度
前年度113t
122t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類：

①醤油 ②堺酸 ③廃アルカリ ④感染性廃棄物 ⑤廃PCB ⑥PCB汚染物 ⑦PCB処理物

⑧指定下水汚泥 ⑨鉛さい ⑩磨石綿等 ⑪燃え殻 ⑫ばいじん ⑬廢油(金属を含むも)

⑩活泥(金属を含む) ⑪塗膜(金属を含む) ⑫磨アリカ(金属を含む) ⑬

17 銀水塵

有價物量

不要物等発生量

自ら直接
再生利用した量

0
②

⑧ 自ら中間処理した後
再生利用した量

① 排出量

自ら直接埋立処分した量

項目	美礦值
①排出量	122t

0
量処分又は
埋立処分は
自ら海洋投入処分した

④自ら熱回収を行った量	0
⑤自ら中間処理により減	0

直接及び自ら
中間処理した後の
修理委託量

⑩全処理委託量	0
⑨自ら埋立処分又は毎洋投入処分を行った量	0
③⑨自ら埋立処分又は毎洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0

122†

②再生利用率 委託量	0
②廃医療未処理未回収量	0

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

回収業者への委託量	0
回収業者への処理委託量	0

88t

(第2面)

*該當する種類の印で開つてください。

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
- 5 廃(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 6 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。